第1回笛吹市一宮町地域審議会・行政区長会合同説明会会議録

開催日時

平成 29 年 8 月 22 日 (火) 午後 4 時 00 分~

開催場所

一宮支所2階会議室

出席者

· 地域審議委員

石原委員、降矢委員、古屋委員、内藤委員、久津間委員、近藤委員、 中村委員、田中委員、渡部委員、海野委員、早川委員、原委員 計 12 名

- · 区長会 27 名
- ·山下市長、小澤総務部長、深澤経営政策部長、遠藤公営企業部長、須田総務部次長、 小宮山経営政策部次長、早川公営企業部次長、茂手木総務課総務担当 L、小澤経営企 画課政策推進担当 L
- ·事務局 成島支所長、地域住民課担当越山 L

欠 席 者 相河委員

傍聴人 なし

次 第(進行:事務局担当 L)

- ・互礼により開会
- 1. 開会(区長会副会長)

2. あいさつ

(地域審議会会長)

本日は、上下水道料金、支所、都市計画税についての説明が市当局からある。市 民の皆さんに理解を得て、スムースに市政運営を行なうためのものと推察する。市 民に直結した課題なので、広く意見を聞くという慎重な姿勢は高く評価できる。そ ういう意味で、中味の濃い説明会にしていただきたい。

(区長会会長)

連合区長会では、8月4日に当局から説明を受けた。連合区長会としては「市民 に直結する問題なので、市民に周知徹底してもらいたい。」という声が多かった。 一宮町の区長の皆さんにおいてもこの話を地域に帰って話してもらいたい。

(市長)

現在各地域で説明会を開催している。市が抱えている現状の課題を知っていただき、意見をいただきたい。7月24日に審議会から答申をいただいた上下水道料金の見直しについては、一般会計から多額の費用を補填して運営している状況などを知っていただいた中で意見をいただき、最終的にあるべき方向を決めていきたいと考えている。支所の見直しについては、人を増やすことは難しい中でどうやってバランスを取っていくのか、提示させていただく。都市計画税については、年内中近いうちに最終的な結論を見出そうと考えている。皆さんの貴重な意見をいただきたい。

3. 議事(座長:地域審議会会長)

(1) 上下水道料金の見直しについて

(公営企業部長)

【資料に基づき、説明。】

資料:「答申書」

資料:「上下水道料金の改定について」

(座長)

上下水事業についていくら一般会計から繰り入れたとしても運営がなかなか困難で、赤字が増える一方。健全運営を行っていくには、料金を値上げしなければならないといった内容。答申書も2回に分けて値上げをしたらどうかといったもの。 (区長)

P1 の表で、笛吹市の供給単価が 123 円、給水単価が 173.6 円で 50.6 円の赤字ということだが、平成 20 年当時はこれがほぼ同額だったはずだが、何か理由があってこのような開きになってしまったのか、その辺を説明願う。

(公営企業部長)

手元にある資料で、平成 21 年給水原価が 136.9 円、供給単価が 111.6 円で差が 25.3 円。平成 22 年が 143.4 円に対して 125.8 円。平成 25 年度が 181.1 円に対して 123 円。平成 27 年度が 173.6 円に対して 123 円になっている。これは平成 20 年に 琴川ダムの受水が開始された。受水費用に 2 億 6,000 万円当時かかっている。今年が 2 億 9,500 万円になっている。平成 23 年度には一宮、境川、春日居が簡水から上水に移行したため、修繕費維持管理費の金額がかかっているので、単価が上がっている。それから境川の浄水場が利用できるようになったので、減価償却費がかかってきている。25,26,27 年度あたりは、御坂の浄水場が竣工されているということもあり、その都度単価が変化しているが、上がった要因としては以上のとおり。

(地域審議会委員)

市民が納得できるようにするには、報告することが何点かあると思う。ただ、赤字だから増額をするということではなく、もう少し理解できるような説明が必要。 (公営企業部長)

公営企業の会計は独立採算が基本原則。使った人が使った分だけ負担するのが基本だが、そうはいっても自治体で賄わなければいけないという部分もある。下水は毎年17億円一般会計から入れており、その内12億円については自治体でみていくのが妥当という国の見解だが、5億円については使用された方が負担するのが普通といった国の見解なので、国で認めてもらえない5億円分をいただかなければならないというもの。よく市には沢山財布があって、財布が違うだけではないかと言う方がいるが、下水道で5億円を公営企業部で使う、上水道で3億円を公営企業部で使うと自由に使えるお金が固定されてしまうということ。これが使った方が負担することによって、その金額を福祉や教育など色々なところへ利用できる。同じ市の財布であっても、一般会計から公営企業部へ入れなければ、一般会計の中で色々な事業が出来るということ。

(地域審議委員)

できれば経費などを円グラフに整理してもらえれば一目瞭然で分かる。また、現 年度過年度の上下水道の未収金がどれだけあるのか。

(公営企業部長)

上水道について平成28年度で現年が4,300万円、過年が8,100万円ほど1億2,400円が未納となっている。下水道については、平成28年度で現年が2,700万円、過年が2,100万円ほど4,800万円が未納となっている。収納率に置き換えると、上水道について現年が91.61%、過年が31.65%で合計88.38%となっている。下水道については、現年が95.22%、過年が64.59%、合計で92.09%となっている。

(区長)

現在、下水道が 100%使用されているわけではない。それが 100%使用になった 時にはプラスマイナスゼロになるのか。

(公営企業部長)

接続率が100%になったとしても、赤字が解消されることにはならないと考えている。

(区長)

100%となったときには、どれくらいの率になるのか。

(公営企業部次長)

今現在接続率は80.3%で、公共マス設置が15,901に対して接続しているのが12,773ということで約3,000世帯だが、使用料の算定が上水道の使用料を元に算定しているので、一概に100%接続したからといっていくら収入が増えるか即答は出来ない状況。

(区長)

少なくも 100%になれば今よりはよくなるのか。そうなるように普及対策はとっているのか。

(公営企業部長)

下水道接続への普及ということで、キャンペーンを行っている。先日の一宮の大文字焼きの時にもティッシュやボールペンを配布しながら PR した。平成 27 年度には臨時職員を雇い未接続全戸を訪問し、接続依頼をした。今後、3 年に1 度は臨戸訪問を行っていく中で、100%に近づくような努力をしていく。

(区長)

下水道の未加入率は。

(公営企業部長)

80.3%が接続率なので、19.7%が未接続率。ただし、これは計画の段階で畑にもマスを入れ、いずれ家を建てるといった方もこの数値には入っているので、実質的には未接続率は低くなる。

(区长)

家が無い雑種地にもマスを付け、受益者負担をしていかなければならないのか。 (公営企業部長)

まだ家が無い場合は受益者負担金を遅らせる手続きがある。

(区長)

下水道について、下水道計画区域の中に認可区域があって、認可されれば下水道が設置されることだと思うが、まだ 20%から 30%はそういう地域に指定されていない地域があると思うが、今後どうなるのか。私の地域は認可区域外なので、蚊帳の外に感じる。

(公営企業部長)

全体の下水道計画区域に入っていないところは、合併浄化槽で対応していただく ことになる。

(区長)

地区によっては、全く計画区域に入らないということか。

(公営企業部長)

その通り。平成32年度に峡東流域下水道地域で計画の見直しをする。その時に 今までの計画は旧町時にたてた計画なので、その当時に比べあまりにも人家が増え てしまった地域については、下水道を接続する地域に指定する。また逆に当時は計 画したが、ほとんど人家が増えなかったというところは計画から外すといった見直 しを行なうことになっている。

(区長)

受益者負担で使ったものにお金を払うのは当たり前のこと。未収金や未納者が多いという話を聞くが、最後にはそこに行き着く。電気やガスは止めてしまうなど出来るが、上下水道を止めるような強権的なことは出来ないと聞いている。しかし、払う人と払わない人がいるというのは公平性の観点からおかしい。成果主義ではないがしっかりとる必要がある。この問題をクリアしなければ市民は納得しないと思う。

(公営企業部長)

日々努力はしている。参考に平成 27 年度、上水については 82.27%の収納率だったものを平成 28 年度には 88.38%と上げてきている。下水についても平成 24 年度 83.53%だったものが、平成 28 年度には 92.09%まであげてきている。これからも 100%に近づけるように努力していく。また、水道については停水をして督促をしているが、下水は衛生上停めることはできない。

(市長)

大変貴重な意見をいただいた。本日の午前中に徴収のプロである県の整理回収機構の方が見え、徴収をしっかり行政として頑張れとはっぱをかけられた。笛吹市の徴収率は山梨県で最低。合併した当時は80%程度だったが、機構や県から来ていただき、もう少しで最低から脱出できるところまで来ている。しかし、いずれにしても低いので、これからも手紙、電話、臨戸訪問も毎年出来るような体制を生み出さないと、払う人と払わない人という不平等な形を何とか是正していかなければならない。下水道の計画に入っていないという話があったが、費用対効果など難しいところがある。これから見直しも行なうが、今の計画で推し進めていったら笛吹市の下水道事業はパンクしてしまうので、どこかのタイミングで見直していく必要がある。ただ、見直すにしても石和の峡東流域下水道に繋いでいるので、計画を簡単に

変えることができない。県と約束してやっているものなので。ただ、いずれにして も本管を引いたら全ての人が入るという確約を取らないと赤字が増える一方。こう いったことも行政としてしっかり取り組んでいかなければならない。

(座長)

上下水事業について時間の関係上、以上とする。 続いて、支所業務の見直しを議題とする。

(2) 支所業務の見直しについて

(総務部長・総務部次長)

【資料に基づき、説明。】

資料:「事務組織再編に伴う支所業務の見直し(案)について」

(座長)

支所業務の見直しについて総務部より説明があった。意見、質問、要望はあるか。 (区長)

P14の「行政手続きの簡素化」とはどういうことか。P16に「高齢者、障がい者の移動手段の確保については、速やかな対応は困難」とあるが、高齢者の事故等も多発しているので、中長期的に対応の見通しは。

(総務部次長)

事務手続きの簡素化については、市役所に来て窓口に提出するというのが主なやり方ではあるが、郵送で対応する、書類を簡素化するといった工夫を進める。

(経営政策部次長)

公共交通については、市営バスについては今後全体的な見直しを計画性をもって 考えていく。高齢者、障がい者の皆さんにはタクシー券の補助を行なっている。

(座長)

今後の方向として、地域コミュニティの確保、災害時等の対応、行政サービスの 向上、高齢者、障がい者等への対応を重点的に行っていくということ。支所の職員 数も総数的には減らない方向で、サービスの向上を図っていくと。

他に何か。無いようなので、都市計画税の取り扱いに移る。

(3)都市計画税の取り扱いについて

(総務部長)

【資料に基づき、説明。】

資料:「笛吹市都市計画税の概要」

(区長)

固定資産税の現状の徴収率は。

(総務部長)

固定資産税の徴収率は、現年、過年合わせて 80.14%。現年だけだと 90%以上。 過去のものが取れない状況。参考までに税金は 5 年間無視していれば、時効になる と勘違いされている人がいるが、そんなことはない。会社が倒産したり、納税者が 亡くなってしまったり、生活保護になってしまった場合には取りたくても取れない。 これらには3年の猶予の中で、免除はしている。それ以外は徹底的に調べて、納めるべき人で納めない人は、給料も差し押さえる。ただし、10万円くらいしか給料が無い人に対しては、全て差し押さえてしまうと生活できないので、厳しくは出来ないが、そうでない人には、宅内訪問し差し押さえられるものは押さえ現金化し、5年の時効をリセットし、最後まで追いかける体制で臨んでいる。会社の倒産は困る。銀行の抵当に入っていればそっちの方が強いので、税はとれない。

(座長)

0.2%課税すると5億2000万円の収税になる。市民の負担になるが、それをどう 行政サービスに生かされていくかというそのバランスをどうとるかに課題がある と思う。しかし、公平さがしっかり担保されないとクレームが来るおそれがあるの で、慎重に進めるべき。

(地域審議会委員)

都市計画税は、都市計画施設に充当できることは知っているが、最終的にこの果 樹地帯のまちづくりをどうしていくのか、私には見えていない。その辺を説明いた だきたい。

(総務部長)

都市計画税は目的税なので、都市計画施設にしか使えない。先の下水道の償還金はその代表的なもの。都市計画税 5 億円を下水道の償還金に充てれば、これまで一般会計から賄っていた 5 億円が自由に他の施策に使えることになる。また、もう少し夢のあるまちづくりの計画があって、それに充当するということがみえていればいいんですが、今のところそれがない。しかし、31 年には都市計画マスタープランの見直しをするので、これはここに都市公園を、ここに都市計画施設を造るといった具体的なものではないが、総合的にここのところはこのようなまちづくりをしていくといったマスタープランを作るので、その中にしっかり落とし込んで、将来的に都市計画税をとることになった場合には対応できるようにしておく。今はそれがないので、ごみ処理場や下水道の償還金に充てるしかない。

(区長)

固定資産税の未収金はいくらか。

(総務部長)

過去のものが約5億3000万円、現年が1億2000万円。固定資産税全体で41億2000万円の収納。100%入ると48億円。

(座長)

以上で都市計画税の取り扱いについては終了する。

(4) その他

(区長)

合併する前に道路を広げたが、その際道路分として土地を取られたが、現在固定 資産税は広げる前と同額で取られている。これはどうしてか。

(総務部長)

固定資産税は現況主義。よって道路になってしまったのであれば課税することは

ないので、税務課で修正する。

(区長)

防災無線で、熊の出没注意の放送をしていたが、私の地域でも鹿が出てその都度 放送をして注意を呼びかけているが、野生生物の被害は今後増えていくが、市とし ての対策はあるのか。

(総務部長)

基本的に鳥獣害対策は、出没した際には安全のため放送する。市か対策としては 各区へ原材料支給をして策の設置。実験的に鹿を檻で捕獲する検討をしている。猟 友会が駆除してくれるが、高齢化が進んでいるので、免許取得の補助を出したり、 1頭あたりの奨励金も出したりして、鳥獣害対策は随時行なっている。

(座長)

他に無いようなのでこれで終了する。

4. その他

(総務部長)

一宮支所のエスカレータの件について要望されていたが、1階のセキュリティを確保して会議室にする。トイレも綺麗にする。社協の地域事務所と長寿支援センターが入るがそこも整備する。よって年寄りの方にも使っていただけるような対応をする。2階の支所跡も会議室として使えるように整備する。9月の議会で承認されればの話。

5. 閉会(地域審議会副会長)

互礼を交わし終了(午後5時30分)